

2012年度名古屋大学学生論文コンテスト

優秀賞受賞

痴漢冤罪の昏き闇 —正しく裁かれる世界へ—

法学部1年 川浦 翔太

## 1. はじめに

### 1.1. 論文の指針

『十人の真犯人を逃すとも一人の無辜を罰するなかれ』

この言葉は2007年に公開された痴漢冤罪をテーマにした映画『それでもボクはやってない』の冒頭でスクリーンに浮かび上がる言葉である。近年、日本においては冤罪が後を絶たない。とりわけ痴漢冤罪は誰もが当事者になる可能性があるため、メディアでもしばしば取り上げられ、そのたびに「冤罪はあってはならない」、「冤罪を防ぐためにはどうしたらよいのか」などと声高に叫ばれているが、それでも理不尽な判決は下され続けている。もちろん、痴漢は被害者に精神的苦痛を与える、憎むべき犯罪であり、根絶が望まれるものであるし、加害者は刑事司法の裁きを受けなければならない。しかしながら、冤罪者が生まれているということは見方を変えてみると、真の加害者が罰も受けずに罪を償っていないということではないだろうか。このことは被害者にとっても決して望んだ結果ではないはずである。つまり痴漢冤罪をなくすことが被害者の救済にもつながるということである。

『十人の真犯人を逃すとも一人の無辜を罰するなかれ』は、現在の日本の刑事司法に鮮烈なメッセージを伝えているのではないだろうか。この論文では、「無実の者」が被疑者として逮捕され、検察官に送致され、拘留され、そして被告人として裁判にかけられるという、現在の刑事司法の流れに沿って、それぞれの場面で現状を分析し、私見を述べ、解決案を示していく。なお、この論文では、痴漢犯罪の発生場所の62.4パーセントが電車内である(平成23年 警視庁調べ<sup>1)</sup>)ため、電車内での痴漢冤罪を想定して論を進めていく。

### 1.2. 加害者に判決が下されるまでの流れ

冤罪かどうかは別として痴漢の加害者は通常は最初に駅員室に連れて行かれ、駅員の「取り調べ」を受ける。ここで加害者が罪を認め、被害者も諸般の事情を考慮して加害者を警察につきだす必要がないと判断したならば、加害者は多くの場合は数万円ほどの罰金で解放される。しかしここで罪を認めなければ加害者は逮捕され被疑者となり、警察は48時間以内に被疑者を釈放するか、それとも検察官に送致するか決定する。この段階でも、認めてしまえば多くの場合は数万円の罰金で釈放されるが、否認すれば警察が48時間以内に被疑者を釈放するか、検察官に送致するか決定することになる。そして警察が検察に送致すると決定すれば、検察は24時間以内かつ逮捕から72時間以内に裁判所に勾留請求するかを判断する。請求しない場合は釈放されるが、請求し、認められた場合は、加害者を最大20日間勾留することができる。この間に検察官は被疑者について調査したり、起訴するか否かを判断する。そして起訴が決定すれば、被疑者は被告人となり裁判で有罪か、無罪かが判決として下される。以下より、各段階について現状分析を行い、私見を述べていく。

## 2. 加害者の特定・駅員室

### 2.1. 現状分析

「この人痴漢です」

被害者が勇気を振り絞って叫ぶこの一言。いったい被害者はどのようにして加害者を特定しているのだろうか。そしてそこに存在する問題点とは何なのだろうか。

それを示唆する有力な証拠として『痴漢被害体験者アンケートが語る冤罪の構造』<sup>ii</sup>がある。このアンケートでは257例の痴漢被害の実例が集められた。以下はその報告に掲載してある痴漢犯人の目星づけ、あるいは確信の理由の分類である。

混雑の程度	全体		密着		方向		あからさま		目撃		目つき		タイプ	
	目星	確信	目星	確信	目星	確信	目星	確信	目星	確信	目星	確信	目星	確信
密着・圧迫するほどの混雑	16	11	6	3	7	4	5	5	3	3	2	2	1	1
接着するほどの混雑	36	31	20	18	16	13	4	4	6	6	4	4	1	1
わずかな隙間がある混雑	23	20	12	10	9	8	10	8	9	8	0	0	1	1
新聞が読める程度の混雑	6	6	2	2	1	1	3	3	3	3	1	1	0	0

この表を見てみると、「不自然に密着していた」、「触られている方向に立っていた」といったような事実で加害者を特定している例が多いことが分かる。つまり、実際に痴漢を行っている加害者を見た、という明白な証拠ではない事実によって被害者は判断していることが多いということである。「不自然に密着していた」という理由が多いことから、女性は男性が密着していること自体が不快に感じられ、そのこと自体が、「これは痴漢である」と判断されることがあると推測できる。また「触られている方向に立っていた」という理由が多いことから、自分の背後を触られていたのだから加害者は当然に自分の後ろにいるだろう、という人として当然の感覚ではあるものの主観的な理由で加害者を特定しているということが推測できる。

また、アンケートの設問者は座席における痴漢・上半身に対する痴漢・がら空きの車内における痴漢等を想定して「あからさま」をその理由に挙げておいた。ところが密着や接着状態といった、痴漢を目撃できない状況でも「あからさま」と回答した人がいるのである。このことから加害者の特定には主観性が大きいことが分かる。

こうして誤って痴漢の加害者にされてしまった者は、通常は駅員室に連れて行かれるわけであるがここにも重大な問題点がある。駅員は警察と違い、捜査のプロではないため、駅で詳細な取り調べをして罪の有無を明白にさせるといった概念はないのである。したがって、被

害者が「この人が犯人です」と主張している状態で誤って加害者にされてしまった人が無実を主張しても解放してくれるわけではなく、結局警察に突き出され、逮捕されることになってしまうのだ。最初から駅員ではなく警官が対応した場合も同様である。警官にとっても、被害者が現に目の前にいる以上、無実を主張しても簡単に解放するわけにはいかず、現行犯逮捕ののち取り調べをすることになるため逮捕はまぬがれないのである。したがって、駅員室に入った時点で、罪を認めない限りは逮捕されてしまうのが現状なのだ。

## 2.2. 私見

現状分析によって、加害者の特定は被害者の主観的な判断によってなされることが多いということ、そして駅員室へと連れて行かれ、入ってしまった以上は罪を認めたことと同じと解釈されてしまうということが浮き彫りになってきた。

そもそも痴漢の被害者はなぜ加害者を主観的事実により特定することが多いのか。それは被害者が痴漢の苦痛から一刻も早く逃れたいために、すばやく加害者を特定するからであり、客観的事実を得ている余裕などないのである。これは痴漢被害者以前に人として当然の反応であり、前述のアンケート結果のように客観的事実に乏しい加害者特定がみられるのは当然の結果ではないだろうか。

この当然の帰結ではあるものの重大な問題を解決するためにはどうすればよいのだろうか。男性は満員電車の中ではバンザイしていればよいのだろうか。しかし密着も加害者特定の要素となりうる以上、バンザイも完全な防衛策ではないだろう。やはりこの時点では未だ司法権力が入っていない、いわゆる「当事者の判断」によって全てが決せられるために「互いへの思いやり」が一番の解決策となる。つまり、満員電車で男性と女性が密着せざるをえない状態では男性は女性に誠実に一言、「すみません」と声をかけるだけでも女性の男性に対する印象は変わるのではないだろうか。また、傘やかばんといった荷物が意図せず身体に接触し、痴漢と間違われることもあるため、できるだけ混雑した車内の中でも自分の荷物に気をつけることが必要である。いずれにしても、主観的判断をせざるを得ないことが圧倒的に多い痴漢犯罪では、まず「疑われない」ような行動をすべきである。

また、万が一間違われてしまった場合は、感情的にならないことが大切であると考えられる。被害者から見ればそれは「逆上する理不尽な犯人」であり、事態を悪化させるだけである。

そして現状分析でみたように駅員室に入ることは罪を認めることと変わらないため、絶対に駅員室に入らないことが重要である。身に覚えがない場合には、女性に身分証明書を見せた上で名刺を渡し、今は忙しいが逃げも隠れもしないから後日連絡するようにと述べ、女性の氏名と連絡先も聞き取ってメモするのがよいであろう<sup>iii</sup>。また、その場に弁護士を呼んで立ち会ってもらっても落ち着いた話し合いができる方法のひとつである<sup>iv</sup>。

ところで、これだけの行動を「真の加害者」が行ってしまうと、被害者が困惑し逆にその加害者を取り逃がすことになるのではないかという主張があるかもしれない。しかし、そもそも実際の加害者は常習犯であることが多く、不特定多数の人に顔を見られることを嫌う。そして衝動犯だったとしても、それは同様であろう。つまり、被害者に身分証明書を見せた

り、大勢の第三者の前で弁護士を呼んだりできるのは、本当にやっていない者に限られるといえるだろう。

### 3. 警察での取り調べ

#### 3.1. 現状分析

誤認逮捕されたのちは、警察による捜査が始まるわけであるが、痴漢犯罪に限らず、現在の警察の捜査とは、いったいどのように行われているのだろうか。それを理解するために、この論文では立教大学の荒木伸怡元教授が提唱した「物→人型捜査」と「人→物型捜査」<sup>v</sup>とに分類して対比させる理念型を示していく。

「物→人型捜査」とは「証拠を得て人を求める捜査」であり、犯罪被害が通報されると、現場において犯人特定の手掛かりとなりそうな証拠を徹底的に求め、聞き込み、捜査会議などを繰り返して、さまざまな可能性を一つずつ消し去り、収集した諸証拠から嫌疑が極めて濃厚な者のみを残す。そして、すでに犯人が特定されている場合には、犯行の細部などについて尋ねてみるために、犯人を特定しきれていない場合には、自分が犯人か否かについて最良の知識を有する本人に尋ねてみるために、取り調べを行う。

それに対して「人→物型捜査」とは「人を得て証拠を求める捜査」であり、犯罪被害が通報されるときかねて用意しておいた前科者リスト・素行不良者リストなどを利用したり、過去の経験や勘に基づいて犯人の目星をつけ、ささいな別件により身柄を拘束して取り調べを行う。そして、さまざまな落としのテクニック等を利用して自白を得られた場合には、自白の裏付けをとり、誤りがなければ、その者が犯人であることになる。

「人→物型捜査」のメリットは、足でかせぐ地道な捜査に費やす多大な労力を節約できることである。デメリットは、取り調べの対象とされることによる被疑者等の負担を増大させること、取り調べが強制にわたるおそれが大きいこと、得られた自白に信頼して真犯人が別にいる可能性についての検討がおろそかになりがちであること、その結果、冤罪事件を生むおそれが大きいことなどである。「物→人型捜査」の取り調べにおいては、すでに収集した証拠に対する被疑者の弁明・弁解に対し耳を傾けることが中心となるから、「人→物型捜査」とメリット・デメリットが逆転する<sup>vi</sup>。

では、痴漢犯罪における捜査は、「人→物型捜査」、「物→人型捜査」のどちらなのだろうか。実際のところ、この二つは理念型であり混合せざるをえないのではあるが、痴漢犯罪の捜査は「人→物型捜査」に偏っているように思われる。

その理由として、まず被害者によって特定された加害者がそのまま警察に引き渡されていること、つまりまさに「人」をいきなり特定したところから捜査が始まるということがあげられる。犯人として特定されてしまっているのも、たとえ犯人ではない人でも、参考人や重要参考人としてではなく被疑者として自白を迫る取り調べをしてしまっているのだ。

また、痴漢犯罪は殺人や放火といった他の重大犯罪と比べて軽く見られがちで捜査が甘い傾向もある。被疑者の手から採取した繊維と被害者の衣服の繊維の照合といった、比較的容易にでき

る証拠収集がなされていないことがあるということからもそのことはみてとれる。まさに「物」がおざなりにされてしまっているのだ。痴漢犯罪は第三者の証言など明確な証拠を得られることが少なく、したがって証拠は被害者の証言に頼らざるをえなくなる。ただでさえ無実の被疑者にとって、この状況は不利であるのに、物的証拠もまともにとられていなければ、被疑者が窮地に追い込まれることは当然である。

そして、警察においては「誰々は検挙率が何パーセント」というように、検挙率が重視される傾向もある。わが国の警察の優秀性を示す指標として、いつも引き合いに出されるのが検挙率である<sup>vii</sup>。つまり、犯人を捕まえて検挙することこそが警察権力の本質になってしまっているのだ。「犯罪者を逮捕し、国民の安全を守るのが警察の仕事だ」という主張もあるだろう。確かにそのとおりである。しかし、現在の捜査の様子からすれば、犯人を検挙することに躍起になりすぎており、「冤罪を出さないように努力する」という人権意識が欠けていることもあるように思われる。検挙件数の多さを誇り、検挙率の世界一を自慢する、その姿勢が、第一線の刑事がデッチあげをしても件数を増やし、人権を踏みにじっても平気な体質を生んでいるといえよう<sup>viii</sup>。

さらに、被害者の取り調べについても問題点がある。たとえば、被害者が「加害者の上着の袖を掴んだ」といった供述をした際に、取調官が「その上着の袖にはボタンがついていて、色は〇色(被疑者が実際に着ていた上着の特徴)じゃなかったか」といった尋問をして、供述を誘導してしまっていることがあるのだ。つまり、被害者の供述に取調官が上塗りしていることもあるということである。また被疑者の取り調べにおいては、「今自供すれば罰金で済む」とか「裁判になれば確実に有罪になるぞ」などと被疑者に言うことで、虚偽の自供を誘発させていることがある。「職を失いたくない」、「家族に迷惑をかけたくない」という無実の被疑者の現実的な考えに便乗するような形で冤罪被害を拡大させてしまっているのだ。

### 3.2. 私見

犯罪捜査を行うにあたっての規範が示されている犯罪捜査規範の第四条には、証拠によって事案を明らかにすること、先入観にとらわれたり勘に頼ることなく、基礎的捜査を徹底すること、証拠の発見収集に努めることが規定されている。また同規範第五条では、すべての情報資料を総合して判断し、知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならないことも規定されている。そして同規範第六条では捜査は功をあせることなく着実に行わなければならないことも規定されている。これらの規範の内容から、上記で述べた理念型に当てはめてみると、捜査形態としては「物→人型捜査」をとるように規定されていることは明らかである。

だが、とりわけ痴漢犯罪の捜査においては、現状分析でみたように「人→物型捜査」に偏ってしまっている。その結果として、冤罪が後を絶たないのではないかと私は考える。この状況を打開するためには、いったいどのような解決策があるのだろうか。

まず、加害者として連行されてきた者が否認している場合は、前提として犯行を行っていないものとして取り調べを行わなければならない。この時点で証拠となっているのが被害者の証言のみであるのならばなおさらである。誤認である可能性を考慮に入れるべきなのだ。

確かな物的証拠を得てから、加害者を被疑者として扱う必要がある。そしてその物的証拠は収集できうるすべての証拠をそろえなければならない。被害者の手から採取した繊維と被害者の衣服の繊維の照合はもちろんのこと、加害者の供述に基づいて、現場検証を行うべきである。つまり同一車両において、犯行の再現を行ってみるのだ。同型車両でも車内装備が異なっていたりすることがあるので、あくまで同一車両で行うことが必要である。また、混雑具合、被害者と加害者の背の高さ、着衣、所持品、位置などの客観的重要項目を正確に再現することが必要である。冤罪であれば人ひとりの人生を狂わせかねないのだから、たかが痴漢犯罪、という態度は慎み、慎重で適切な証拠収集が必要であると私は考える。

このような態度は人権意識の向上にもつながっていくであろう。確かに犯人を検挙し、国民の安全を守ることは警察にとって大切な職務ではあるのだが、冤罪を助長しているようでは逆に国民の安全を脅かしていることになる。作成した調書は裁判において重要な判定材料になるのであるから、常に中立の立場で捜査を行わなければならない。

また、被害者の取り調べに関しては、いたずらに誘導をかけることなく、被害者の供述を「そのまま」調書に書き込まなければならない。誤認であった場合はどこかに矛盾が生じる可能性が高いからである。被疑者の取り調べに関しても、虚偽の犯行の自供を誘発させるような取り調べは絶対にやめなければならない。被疑者の主張に耳をかたむけることが必要だ。この点に関しては、取り調べの可視化が有効な防止策になりうるが、全面的な可視化をすれば、プライバシー面で問題が生じ、部分的であると、可視化される取り調べの部分が恣意的に操作される可能性があり、現状での導入は難しいであろう。そこで、私は取り調べに関しては、警察とは分離された第三者機関を設立し、その機関が監視し、取り調べが正当であることを証明することで、取り調べの信憑性の問題点が解決できると考える。

## 4. 検察での取り調べ

### 4.1. 現状分析

まず、第一の問題点として勾留の期間が必要以上に長くさせられることがあることが挙げられる。勾留とは、犯罪の嫌疑、勾留の理由、勾留の必要性がある場合（刑事訴訟法 207 条 1 項、60 条）に検察官が裁判官に対して勾留請求をして、認められれば被疑者を拘禁することである。この勾留の期間は、勾留請求の日から（勾留請求の当日を含め）10 日間である（同法 208 条 1 項）。さらに裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、10 日間を限度に勾留期間を延長することができる（同法 208 条 2 項前段）。つまり、勾留期間を最大 20 日間とすることができるのだ。そしてこの期間延長であるが、「やむを得ない事由があるとき」という制限があるものの、実際には恣意的に使われており、安易に請求が認められていることが多い（1994 年の起訴前の勾留件数は、9 万 27 件であり、勾留延長請求件数はその 40 パーセント近い 3 万 7608 件であるのに対し、勾留延長請求却下は、わずか 57 件である<sup>ix</sup>）。そしてこの 20 日間という期間は被疑者にとって苦悩の期間であることはいうまでもない。失職と家庭崩壊の不安に苛まれながら、虚偽の自供へのインセンティブに

駆られることになるからだ。

また、近年の検察の傾向として、被告を有罪にすることを最重要職務としているようにも思われる。2010年に起こった、大阪地検特捜部主任検事証拠改竄事件などは、その最たるもので、証拠の改竄による起訴という犯罪行為にまで発展してしまった。もちろん、このような事件はまれなことであり、大半の検察官は「正しく」被疑者を裁きにかけているだろう。

だが、痴漢冤罪ではすでに述べたように証拠も少なく、検察官には被害者の供述が目立って見えてしまう。それゆえ慎重な捜査が必要なわけでもあるが、犯罪者に対する反感が強く、正義感が高い検事が被疑者の無実を証明するために捜査をするとは考えにくい。まさに、「被疑者を裁きにかける」という検察の実質的な役割ゆえに、冤罪を助長させている結果となっているのだ。

#### 4.2. 私見

拘留期間は、検察が犯罪の事実を慎重に捜査し、被疑者を起訴するか否かを決定する重要な期間である。それゆえ、いい加減な捜査はあってはならない。よって期間を短くすればよいというわけでもないであろう。しかしながら、被疑者が将来への不安にかられて虚偽の自供をしてしまえば、裁判において否認に転じても被告人に不利な事実として扱われてしまう。証拠が少なければなおさらである。検察は、国家を代表して犯罪者を裁きにかけるという検察官起訴独占主義や、訴追を必要としないと判断した事件については起訴猶予処分にすることができるという検察官起訴便宜主義に代表されるように強大な権限を与えられている。それゆえ、その権限と組織力をもって、素早く正確な捜査を行うことは無理のあることではないはずである。したがって、拘留を延長する場合は、「被告を起訴、または釈放するため」にはどのような証拠・事実が足りないのかということを確認にして、それを要件として延長は認められなければならない。裁判官もそれをもって厳格に判断しなければならない。拘留を武器として被告に暗黙に自白を迫ることなどもってのほかである。

検察庁法第4条では検察官の役割は「刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う」と規定されている。検察官は「公益の代表者」であり、「犯罪人を訴追すること」が役割であるとは規定されていないのである。つまり、検察官はあくまで法秩序の維持のための一つの役割として訴追権を与えられているのであり、被告人を有罪にするために働くわけではない。したがって、「被告人を有罪にできたら勝ち」という考え方はやめなければならない。現行の制度上は、組織力のない弁護士よりも、組織力のある検察のほうが権力が大きく、証拠も集めやすいという傾向がある。検察官はそのことを肝に銘じて、安易に警察の調書を鵜呑みにすることなく、被疑者の供述も考慮して捜査を進めなければならない。

しかしながら、検察は国家権力の組織集団であり、一人一人の検察官に上記のことを意識

して職務を執行することを要求しても、体制的な面からなかなか難しいようにも思われる。全ての検察官が冤罪を防ぐために努力しようという意識を持つためには、いったいどのような対策がとれるのだろうか。

たとえば、各検察庁単位で、全体として定期的に冤罪防止のための意識や技術の指導を行ったり、冤罪経験者の講話を聴く講演会などを開催するといった対策が挙げられると私は考える。検察官は、弁護士と違って、被疑者・被告人と深く関わりを持たないため、冤罪の恐ろしさを実感として体験できないのではないだろうか。それが冤罪防止の意識低下にもつながっていると考えられる。そこで、実際に冤罪について組織全体として学ぶ機会を設けることで、体制的な面からの解決が図れるのではないだろうか。

## 5. 裁判

### 5.1. 現状分析

痴漢事件の要証事実とは、①痴漢行為の有無一どのような痴漢行為があったのか、②犯人の特定—痴漢行為の犯人と被告人との同一性、の2点である<sup>x</sup>。そして、痴漢犯罪の裁判における有罪判決の根拠は、2点の要証事実に関する被害者供述が、①具体的、②詳細、③自然、④合理的であること、そして、「供述が迫力に富んでいる」などの⑤主観的感想、「注意深く観察していたのだから被告人を犯人と間違えるはずはない」などの⑥主観的確信という6つである<sup>x<sub>i</sub></sup>。ここに第一の問題点がある。つまり、客観的判断の要素がないということだ。犯人特定の現状分析で述べたように、被害者の供述は主観的なものとならざるをえない。よってもともと主観的なものを主観的に判断しているのだ。また、刑事裁判においては、被告人の有罪・無罪は証言、証拠によって総合的・客観的に判断されなければならない。だが、この6つの根拠をみるかぎり、被害者の供述調書が重視されすぎているようにも思われる。

また、法廷における被害者の尋問において、裁判官が痴漢被害の内容を詳細に尋ねて真偽を確認しようとするのが、被害者に対して与える二次被害であると非難されている。よって、要証事実の一つである「痴漢行為の有無」について十分に争うことができないのだ。このことは誤判を生む一つの原因であり、他の刑事裁判との大きな違いである。

そして、日本では刑事裁判の有罪率は99パーセントを超えており<sup>x<sub>ii</sub></sup>、無罪となるケースはまれである。これは、そもそも有罪か無罪かを争う刑事裁判自体が少ないことが原因としてあるのだが、裁判官からすれば、無罪判決を下すことがめったにないということである。そして司法修習の段階から「有罪判決を書く技術」を教え込まれることになる。実務に出てからも有罪判決を下し続ける。そうした中で、いざこうした無罪を争う事例にあたった際には、絶対に無実だという確信が持てなければ無罪判決を下すことははばかられているのではないだろうか。このことも冤罪が生まれ続けている理由の一つであろう。

最後に、2009年に実施が開始された裁判員制度との関係の現状について述べる。現行の裁判員制度上では痴漢犯罪は対象事件とされておらず、痴漢裁判に関しては市民参加がなされていないのが現状であり、未だ裁判官のみによって判決が下され続けている。対象事件を広

げ、痴漢裁判も裁判員裁判の対象にすべきだという主張もあるが、被害者のプライバシー保護の観点からの反対の主張も大きく、実現には至っていない。

## 5.2. 私見

痴漢事件の二つの要証事実、必ず両方が満たされなければならない。当然ではあるが、片方でも欠けていれば被告が罪を犯した、もしくは犯人であることを確定できないからである。そしてこの要証事実は客観的に考慮されるべきである。被害者供述のみにこだわってはいけない。確かに、被害者はまさに当事者であり、自ら声を出して告発した点からも信用性は高いと考えられている。しかし痴漢事件の裁判においては「やったか、やっていないか」が大きな争点になることが多く、供述に偏った判断は危険である。「やっていないことを立証すること」は「やったことを立証すること」よりもずっと難しいことを裁判官は頭に入れておかねばならない。

また、法廷における被害者に対する尋問に関しては、担当裁判官を女性にする、尋問をできるだけ「はい」か「いいえ」のみで答えられるような形式にするなどして、被害者の保護とのバランスをとりながら、かつ確実な事実確認をしなければならない。

有罪率 99 パーセントという数字は、さまざまな要素が重なってこのような数値になっているため、この数字のみから「疑わしきは被告人の利益に」の原則が効いていないとはいえない。しかし犯罪者を裁くという重責を負う裁判官としては「やったか、やっていないか」を争う刑事裁判で無罪判決を出すことは勇気のいることではないだろうか。そうだとすると、裁判官は無罪判決を出すことで冤罪者の人権を守るといった義務も持っているとは私は考える。司法修習時代から「推定無罪」の徹底した教育が必要である。

そして、痴漢犯罪は私たちのごく身近にある犯罪である。だからこそより多くの多角的視点、実生活における経験に基づいた判断が必要になってくる。まさにこのような場面において裁判員制度は有用である。被害者のプライバシー保護として、被害者尋問の際には裁判員は別室でモニターにより被害者尋問を聴くなどの方法があろう。いずれにせよ、痴漢犯罪も被害者の保護を図りながら裁判員制度の対象とすることは無理のないことであり、対象とされるべきであると私は考える。

## 6. まとめ

以上のように現在の刑事司法の流れに沿って現状分析していくと、それぞれの段階でそれぞれ冤罪が生まれてしまう原因が存在することがわかった。どこかでこの連鎖を止めることができれば冤罪は防げるはずであるのに、間違いを承継し、さらに間違いを積み重ねているがために生じているのが「痴漢冤罪」なのである。

冤罪を生み出すことは国家にとっても多大なロスである。捜査機関、裁判所は、冤罪をなくすことこそが、真に裁かれるべき人間に罪を償わせるための一番の近道であると認識し、冤罪撲滅に全力を尽くさなければならない。

そして私たち市民も痴漢犯罪を「他人事」、「ニュースの中の出来事」など考えず、ごく身近にある犯罪として意識し、いざ当事者になった時のことを考えておく必要がある。「他人を冤罪者にさせない」、「自分が冤罪者にならない」という信念のもと、現代社会に生きる私たち一人一人が冤罪を出さない自覚を持つことが大切である。

こういったことが実現できたならば、必ずや痴漢冤罪をなくすことができるであろうと私は考える。

## 注

- i <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/> 警視庁ホームページ【安全な暮らし こんな時間、場所がねらわれる】
- ii 「痴漢被害体験者アンケートが語る冤罪の構造」『季刊刑事弁護』31号(2007)85頁。
- iii 荒木伸怡「痴漢冤罪事件と事実認定の課題」『現代社会型犯罪の諸問題』(勁草書房、2004)475頁。
- iv 『現代 41(3)』(講談社、2007)174頁。
- v 荒木伸怡「痴漢冤罪防止と捜査上の諸問題」『捜査研究 No. 619』(東京法令出版、2003)55頁。
- vi 荒木・前掲注v)56頁。
- vii 前坂俊之『冤罪と誤判』(田畑書店、1982)117頁。
- viii 前坂・前掲注vii)122頁。
- ix 『逮捕・勾留・保釈と弁護 弁護マニュアルと決定事例集』(日本評論社、1996)24頁。
- x 秋山賢三、佐藤善博「痴漢裁判における『冤罪の構図』」『自由と正義 12月号』(日本弁護士連合会、2002)41頁。
- x i 秋山、佐藤・前掲注x)42頁、荒木・前掲注iii)488頁。
- x ii <http://www.courts.go.jp/> 裁判所ホームページ【司法統計 刑事 23年度 9 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員 地方裁判所】

## 参考文献

- 荒木伸怡著、『刑事訴訟法読本—冤罪・誤判の防止のために』(弘文堂、1996)
- 板倉宏博士古稀祝賀論文集編集委員会編、『現代社会型犯罪の諸問題』(勁草書房、2004)
- 『捜査研究 No. 619』(東京法令出版、2003)
- 『自由と正義 12月号』(日本弁護士連合会、2002)
- 『季刊刑事弁護 No. 31』(現代人文社、2002)
- 『現代 41(3)』(講談社、2007)
- 日本弁護士連合会刑事弁護センター編、『逮捕・勾留・保釈と弁護 弁護マニュアルと決定事例集』(日本評論社、1996)
- 前坂俊之著、『冤罪と誤判』(田畑書店、1982)